

公開版

平成26年度 教育委員会 第16回定例会 議案

1 日 時 平成26年11月17日（月） 午後1時50分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

<非> 第38号議案 平成26年12月県議会定例会に提出する議案 … 非

<非> 第39号議案 教職員の懲戒処分 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

第16回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	第2回県・市町教育長代表者会議の開催結果	1
2	全国学力・学習状況調査提言	2
3	平成27年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び 平成27年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害） 高等部専攻科入学者選考の実施	3
4	平成27年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び 平成27年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害） 高等部専攻科入学者選考に関わる要領及び要項	6
5	県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第1次選考試験の結果	8
6	朝霧野外活動センターの指定管理者候補者の選定経過及び結果	9
配付 のみ	平成26年12月の主要行事予定	16
	平成26年度全国学力・学習状況調査結果より 「ほめて伸ばそう 子どもの力！」 保護者・地域の方へのリーフレットの配布	17
7	<非>平成27年度当初予算部局調整案の概要	非

(件名)

第 2 回県・市町教育長代表者会議の開催結果

(教育総務課)

- 1 開催日時 平成 26 年 11 月 13 日 (木) 14:00～16:00
- 2 内 容 別紙資料に掲載

第2回県・市町教育長代表者会議の開催結果

(教育総務課)

1 目的

全国学力・学習状況調査や補助教材の選定等、子どもや学校現場を取り巻く喫緊の課題について、市町教育長代表者と意見交換を行い、課題認識を共有するとともに、今後の対応を検討した。

2 実施概要

- (1) 日時 平成26年11月13日(木) 午後2時から4時
- (2) 場所 県庁西館8階 教育委員会議室
- (3) 議題
 - ア 全国学力・学習状況調査について
 - イ 補助教材の選定について
 - ウ 教職員の不祥事対策について
 - エ 生徒指導上の問題(暴力行為、いじめ、不登校)について

3 意見交換等の内容(抜粋)

全国学力・学習状況調査について

- 現在、県教育委員会では、文部科学省に提出する意見書を取りまとめているが、調査の実施及び調査結果について、御意見をいただきたい(義務教育課長)
- ・実施教科：国語、算数・数学、理科以外の教科は入れなくていいか(県)
 - ・調査時間：A問題は20分では短い。技術的要素が必要(沼津、富士、長泉)
 - ・調査対象：教育施策の検証なら抽出でもいいのではないか(東伊豆)
子どもや学校の力を把握できる唯一の大事な調査(沼津)
 - ・調査科目：なぜ理科は3年に1回なのか(県)
 - ・調査学年：小学校5年と中学校2年(前年の秋等)に実施すれば新学年のスタート時から分析が活用できる(東伊豆、浜松)
今年から小学校5年と中学校2年の12月に、市独自の調査を実施する(沼津)
 - ・調査時期：修学旅行にあたってしまう時期である(磐田)
小学校と中学校が同じ時期でなくてもよいのでは(浜松)
 - ・到達目標：国で標準通過率を示してほしい(富士、長泉)
平均正答率ではなく到達度がいいのでは(沼津)

補助教材の選定について

- 県議会、事業レビューで大きく取り上げられた。行財政改革推進委員会でも議論することになり、調査チームも設置した。各市町における関わり方や公平・公正な選定等について御意見をいただきたい(義務教育課長)
- ・作成段階への教員の関わりについては、教員が納得し、違法でなければ、否定するものではない(静岡、富士)
 - ・県がガイドラインを出した意義は大きい(沼津、長泉)

- ・チェックシートを校長名で教育委員会に提出させたらどうか（沼津）
- ・子どもたちのためになるかどうかの視点が重要（沼津、富士）
- ・都会とへき地では事情が違う。出版文化会等は、へき地教育の機会均等に貢献している（浜松、東伊豆）
- ・教員の多忙化の中、1業者の教材作成に多くの教員が関わっていることは決して好ましいことではない（沼津）
- ・選定の前後で、保護者への丁寧な説明が必要（浜松）

教職員の不祥事について

- ・50歳代男性が多い。意欲低下や家庭の事情が背景にある（浜松）
- ・一人ひとりの心に届くよう繰り返し地道にやるしかない（静岡、浜松、沼津）
- ・通勤距離にも配慮している（富士）
- ・健全な疑いの目をもって職員に接することが重要（磐田）
- ・教員は明るく健康であるべき。教員間の声掛けが大事（沼津）

生徒指導上の問題について

- ・不登校のきっかけとして多い「不安など情緒的混乱」には学力が関連している。小学校6年の学力はポイント（静岡）
- ・中学校で不登校が増える要因として教科担任制と部活動がある。小中の連携・交流が重要（沼津）
- ・スクールソーシャルワーカーは効果大。拡充を希望する（沼津、磐田、長泉）
- ・ネットトラブル対策としてネットパトロールを民間委託している（浜松）

4 参加者

所 属	職 名	氏 名	備 考
静岡市教育委員会	教育長	高木 雅宏	
浜松市教育委員会	教育長	児玉 一記	
沼津市教育委員会	教育長	工藤 達朗	都市教育長協議会会長
富士市教育委員会	教育長	山田 幸男	都市教育長協議会副会長
磐田市教育委員会	教育長	飯田 正人	都市教育長協議会副会長
長泉町教育委員会	教育長	西山 誠藏	町教育長会会長
東伊豆町教育委員会	教育長	金指 善郎	町教育長会副会長代理出席
静岡県教育委員会	教育長	安倍 徹	

（静岡県教育委員会事務局）

職 名	氏 名	職 名	氏 名
教 育 次 長	山崎 泰啓	義務教育課人事監	羽田 明夫
教 育 監	水元 敏夫	義務教育課参事	奥村 篤
事務局参事兼教育総務課長	池田 和久	静岡教育事務所長	石井 宣明
教育政策課長	山本 知成	静岡西教育事務所長	渡邊 聡
義務教育課長	林 剛史		

報告事項 2【情報提供】

平成 26 年 11 月 17 日

(件名)

全国学力・学習状況調査提言

(義務総務課)

別紙提言（案）のとおり、文部科学省に提言する。

全国学力・学習状況調査に関する意見書（案）

平成26年11月〇日

静岡県教育委員会

全国学力・学習状況調査（以下、「本調査」という。）の目的は、

- ・義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ・学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- ・そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

ことが実施要領に示されています。

これを踏まえ、各教育委員会においては、教育のPDCAサイクルの確立のために本調査の分析・活用が進められています。

しかし、その一方で、教育委員会・学校ごとの平均正答率などの数値のみが焦点化され、それが過度に意識されるあまり、本調査で好成績を収めることが自己目的化している実態があることも指摘されています。また、結果の公表の在り方をめぐってはさまざまな意見があり、本県における調査結果の公表に端を発し、本調査の在り方自体にも関わる議論を投げかけることになったことについては、その責任を重く受け止めているところです。

本調査は、我が国の公教育の質保証に大きな意義を有していますが、今後、これをよりよいものにしていくため、検討が必要なところもあると考えます。このことから、本県教育委員会として、以下のとおり本調査について意見書を提出します。

1 本調査の実施に係る課題等と対応

(1) 実施教科

現行制度において、小学校の教育課程は国・社・算・理・生・音・図・体・家、中学校の教育課程は国・社・数・理・音・美・保体・技家・英が、各教科として定められている（学校教育法施行規則第50条・第72条）。本調査は各教科のうち、国語、算数・数学、理科についてのみ実施されている。~~こうした限定は国際的な調査等への対応を意識したものと考えられるが、~~本調査の趣旨に鑑み、実施教科はこれだけでよいか。

(2) 調査時間

A問題は国語と算数合わせて40分、B問題40分という時間で行われているが、例えば平成25年度の調査における小学校のA問題は、問題量に比して時間が40分と短すぎたため、全国的にも後半の設問の無解答率が高まったことが指摘されている。児童生徒の思考力・判断力を測定するためには、じっくり考えて取り組むことができるだけの時間が必要であり、適切な調査時間を検討する必要があるのではないかと。

調査時間としてA問題についてもB問題と同様に、国語、算数・数学それぞれで40分とすることが考えられるのではないかと。

(3) 調査対象

本調査の前身に当たる「教育課程実施状況調査」は抽出調査であった。さらに、本調査も平成23年度と平成24年度は抽出で行われた。

~~本調査の目的に沿った調査方法として、が、調査を受けた児童生徒「個人」への教育指導の充実に結びつけることであるならば、全児童生徒を対象とすることは必要であると考え。その場合、「悉皆調査」として行う意義を強調する必要があるのではないかと。~~

~~仮に、調査結果の児童生徒「個人」への還元を目的とせず、教育委員会・学校が教育機関として統計的に有意な結果を得るための調査であるならば、抽出調査でよいのではないかと。~~

(4) 調査サイクル

現在は、国語、算数・数学は毎年度、理科は3年に一度実施されている。毎年度実施することで、学校現場の負担が増大しているという実態

がある。調査の目的から考えて、国語、算数・数学の調査は、毎年度実施する必要はあるか。

(5) 調査学年

現在は、小学校6年と中学校3年で実施されているが、調査の結果をその後の指導方法や教育施策の改善につなげるためには、調査を受けた児童生徒への指導のための期間が一定程度必要である。~~現行の調査学年でよいか。~~

小学校・中学校いずれも最終学年での指導に生かすために調査学年を小学校5年と中学校2年としてはどうか。

(6) 調査時期

現在は年度当初である4月に実施されているが、当該時期は各学校において非常に多忙な時期でもある。調査学年が小学校6年と中学校3年であり、~~結果の返却時期を考慮してのことと推察するが、~~実施学年の見直しと合わせて、例えば調査時期を秋とし、文部科学省は2月末頃までに調査結果を都道府県・市町村・学校に伝達するようにするなど、学校が次年度の取組に反映でき、かつ取り組みやすい適切な時期があるのではないか。

~~例えば、次のような実施方法は考えられないか。~~

~~・抽出調査とし、小学校は国・社・算・理の4教科、中学校は国・社・数・理・英の5教科の実施とする。また、各校で調査内容を分担することとし、例えば、A校では国・理、B校では社・数、C校では英・質問紙のように教科等を分けて実施する。~~

~~・調査時間は、A問題についてもB問題と同様に、国語、算数・数学それぞれで40分とする。~~

~~・小学校・中学校いずれも最終学年での指導に生かすために調査学年を小学校5年と中学校2年、調査時期を秋とし、文部科学省は2月末頃までに調査結果を都道府県、市町村、学校に伝達する。~~

2 本調査の活用に係る課題等と対応

(1) ~~答案返却~~

~~現在は毎年度全児童生徒を対象に悉皆で実施しており、児童生徒「個人」の教育指導の充実に結びつけることも目的の一つと考えられる。そのためには、児童生徒に採点された答案用紙を返却することは重要なことである。採点に当たっては、採点者間での基準の統一の難しさや採点に係る疑義が発生する等の課題があり、答案の返却について慎重にならざるを得ない事情も理解できるが、その一方で、教員が採点された答案と採点基準とを照合し、特に記述式問題の定着度を検証するために活用することができるなど利点も多い。各学校に答案を返却することはできないか。~~

(2) 到達目標

「全国平均」が基準として先行しており、過熱した報道も相俟って「全国平均を上回ったかどうか」に加え、他の組織との比較だけが注目されている。他者全国平均との比較は、単なる平均正答率競争を煽ることに結びつきやすく、本調査の本来の目的を損なうことになることは避けるべきである没却せしめる元凶に他ならない。そこで、絶対的基準として教育課程実施状況調査の際に設定されていた「設定通過率」のように、本調査の目的にふさわしいものと考えられる問題ごとに全国平均にとられない到達目標を設定することはできないか。(なお、全国学力・学習状況調査の開始にあたり、設定通過率を設けないこととした経緯について文部科学省からの説明を求めたい。)

(3) 公表方法

本県においては、都道府県別の平均正答率の公表が大きな波紋を広げる結果となった。本調査の目的の一つは、教育水準の維持向上の観点から、各都道府県が児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることにある。そのためには、都道府県別の学力調査結果平均正答率を一覧で公開する必要はなく、例えば、各都道府県に対しては、各教科及び各設問別の全国平均と当該都道府県の結果のみを伝達することで、目的は達成できるのではないか。

(4) 実施要領

本県において、実施要領の解釈をめぐって議論を投げかけている。

具体的な論点として、例えば「7 調査結果の取扱い」の「(2) 調査結果の文部科学省による公表」には、都道府県ごとの公立学校全体の状況を公表することが示されている。しかし、その「状況」の中身が示されないで平均正答率が公表されていることを問題視する声もある。

実施要領については、公表の権限、公表の手順例を明示するなど多義的な解釈を許さない表現にする必要があるのではないか。

平成27年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び
平成27年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）
高等部専攻科入学者選考の実施

(特別支援教育課)

(要旨)

平成27年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成27年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考の実施について次のとおり告示する。

(告示内容)

第1 静岡県立特別支援学校高等部入学者選考

1 募集定員

高等部の各学校、学科ごとの募集定員は、別に公示する。

2 志願資格

入学を志願することができる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に定められた障害を有する者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

(1) 平成27年3月に特別支援学校の中学部又は中学校を卒業見込みの者

(2) 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

3 願書受付期間、検査実施日等

(1) 一般選考

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立浜松視覚特別支援学校 (本校、沼津分室、静岡分室) 静岡県立沼津聴覚特別支援学校 静岡県立天竜特別支援学校	平成27年 2月17日(火)から 2月19日(木)午後3時まで	3月4日(水)	3月13日(金) 正午以降
静岡県立御殿場特別支援学校 静岡県立沼津特別支援学校 静岡県立富士特別支援学校 静岡県立清水特別支援学校 静岡県立静岡北特別支援学校 静岡県立藤枝特別支援学校 静岡県立吉田特別支援学校 静岡県立掛川特別支援学校 静岡県立袋井特別支援学校 静岡県立浜北特別支援学校 静岡県立浜松特別支援学校 静岡県立浜名特別支援学校 静岡県立東部特別支援学校 静岡県立中央特別支援学校 静岡県立西部特別支援学校	平成27年 1月28日(水)から 1月30日(金)午後3時まで	2月12日(木)	2月20日(金) 正午以降
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校 静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校 静岡県立富士特別支援学校富士宮分校 静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校 静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校 静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校 静岡県立浜松特別支援学校城北分校	平成27年 1月6日(火)から 1月8日(木)午後3時まで	1月15日(木)	1月28日(水) 正午以降
静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校 静岡県立東部特別支援学校伊豆松崎分校 静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校		1月16日(金)	

(2) 再募集

すべての特別支援学校高等部で一般選考を実施し、その結果、合格者が募集定員に満たなかった学校において再募集を実施する。

再募集の実施及び募集人数は、一般選考合格者の発表後、各学校へ希望者が問い合わせる。

4 その他

詳細については、平成27年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考実施要領による。

第2 静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考

1 募集定員

専攻科の各学校における学科ごとの募集定員は、別に公示する。

2 志願資格

入学を志願できる者は、学校教育法施行令第22条の3に定められた障害を有する者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

(1) 平成27年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業見込みの者

(2) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則第150条の各号のいずれかに該当する者

3 願書受付期間、検査実施日等

(1) 一般選考

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立浜松視覚特別支援学校 静岡県立沼津聴覚特別支援学校	平成27年 2月17日（火）から 2月19日（木）午後3時まで	3月4日（水）	3月13日（金） 正午以降

(2) 再募集

静岡県立浜松視覚特別支援学校及び静岡県立沼津聴覚特別支援学校の専攻科で一般選考を実施し、その結果、合格者が募集定員に満たなかった学校において再募集を実施する。

再募集の実施及び募集人数は、一般選考合格者の発表後、各学校へ希望者が問い合わせる。

4 その他

詳細については、平成27年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考実施要領による。

(件名)

平成27年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び
平成27年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）
高等部専攻科入学者選考に関わる要領及び要項

(特別支援教育課)

(要旨)

平成27年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成27年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考を実施するにあたり、別添のとおり実施要領及び要項を定めた。

入学者選考に関わる実施要領及び要項の変更点

平成 27 年度入学者選考実施要領及び要項を定めるにあたり、主な変更点は以下の 3 点である。

<変更点>

1 特別支援学校新設による学校の追加

平成 26 年度	平成 27 年度	変更理由	該当ページ
知的障害者を募集する学校数 20 校	知的障害者を募集する学校数 22 校	静岡県立吉田特別支援学校と静岡県立掛川特別支援学校の新設のため。	1、2、24、25 26、27

2 御前崎分校の本校を変更したことによる記載変更

平成 26 年度	平成 27 年度	変更理由	該当ページ
静岡県立袋井特別支援学校 御前崎分校	静岡県立掛川特別支援学校 御前崎分校	掛川特別支援学校新設にあたり、分校の付替えを行ったため。	1、3、24、25 27、

3 訪問教育を募集する学校の変更

平成 26 年度	平成 27 年度	変更理由	該当ページ
静岡県立袋井特別支援学校 静岡県立東部特別支援学校 静岡県立中央特別支援学校 静岡県立西部特別支援学校	静岡県立富士特別支援学校 静岡県立東部特別支援学校 静岡県立中央特別支援学校 静岡県立西部特別支援学校	訪問教育は、毎年、入学希望者のある学校でのみ募集を行うため。	35

平成 27 年度

静岡県立特別支援学校

高等部入学者選考実施要領

静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）

高等部専攻科入学者選考実施要領

高等部入学者募集要項

高等部専攻科入学者募集要項

静岡県教育委員会

目 次

平成 27 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考実施要領	…	1
平成 27 年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考 実施要領	…	4
各種様式		
様式第 1 号 入学願書	…	6
様式第 2 号 調査書 A	…	8
様式第 3 号 調査書 B	…	9
様式第 4 号 追検査受検願	…	10
様式第 5 号 合格通知書	…	11
様式第 5-2 号 合格通知書（分校用）	…	12
様式第 6 号 合格通知書（専攻科用）	…	13
様式第 7 号 委任状	…	14
平成 27 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者募集要項		
静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部入学者募集要項	…	15
静岡県立特別支援学校（聴覚障害）高等部入学者募集要項	…	19
静岡県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者募集要項	…	22
静岡県立特別支援学校（肢体不自由）高等部入学者募集要項	…	27
静岡県立特別支援学校（病弱）高等部入学者募集要項	…	30
静岡県立特別支援学校高等部訪問教育入学者募集要項	…	33
平成 27 年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者募集要項		
静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者募集要項	…	34
静岡県立特別支援学校（聴覚障害）高等部専攻科入学者募集要項	…	37
その他		
付属資料 1・・・「東海地震注意情報」発表時の措置	…	39
付属資料 2・・・平成 15 年 12 月 8 日付教養第 430 号通知	…	40
付属資料 3・・・入学者選考に係る情報の開示	…	41
平成 27 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び高等部専攻科入学者選考の日程	…	42

平成27年度

静岡県立特別支援学校
高等部入学者選考実施要領

平成 27 年度

静岡県立特別支援学校高等部入学者選考実施要領

静岡県教育委員会

1 選考基本方針

- (1) 特別支援学校においては、特別支援学校の校長又は中学校長が提出する入学志願者に関する調査書（以下「調査書」という。）を主たる資料とし、それを補うものとして、特別支援学校において実施する面接、適性検査等により、各高等部の教育を受けることが適当な者を総合的に選考し、校長が合格者を決定する。
- (2) 各学校においては、この実施要領に基づいて、それぞれの障害種、学科等に応じた選考方法により実施するものとする。

2 学校、学科及び募集定員

対象	学 校	学 科	募 集 定 員
視覚障害	静岡県立浜松視覚特別支援学校	普通科	各学校の募集定員については別に公示する。
		保健医療科	
聴覚障害	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	沼津分室	
		静岡分室	
知的障害	静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校	特進技能科	
	静岡県立東部特別支援学校伊豆松崎分校	生産応用科	
	静岡県立御殿場特別支援学校	普通科	
	静岡県立沼津特別支援学校		
	静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校		
	静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校		
	静岡県立富士特別支援学校		
	静岡県立富士特別支援学校富士宮分校		
	静岡県立清水特別支援学校		
	静岡県立静岡北特別支援学校		
	静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校		
	静岡県立藤枝特別支援学校		
	静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校		
	静岡県立吉田特別支援学校		
	静岡県立掛川特別支援学校		
	静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校		
	静岡県立袋井特別支援学校		
	静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校		
	静岡県立浜北特別支援学校		
	静岡県立浜松特別支援学校		
静岡県立浜松特別支援学校城北分校			
静岡県立浜名特別支援学校			
肢体不自由	静岡県立東部特別支援学校	普通科	
	静岡県立中央特別支援学校		
	静岡県立西部特別支援学校		
病弱	静岡県立天竜特別支援学校	普通科	

3 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に定められた障害を有する者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成27年3月に特別支援学校の中学部又は中学校を卒業見込みの者
- (2) 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

参考（学校教育法施行令第22条の3）平成19年一部改正

病弱者	肢体不自由者	知的障害者	聴覚障害者	視覚障害者	区分
<p>一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>	<p>一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>	<p>一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>	<p>一 両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの</p>	<p>一 両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの</p>	障害の程度

4 願書受付期間、検査実施日及び合格発表日

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立浜松視覚特別支援学校 (本校、沼津分室、静岡分室)	平成27年 2月17日(火)から 2月19日(木)午後3時まで	3月4日(水)	3月13日(金) 正午以降
静岡県立沼津聴覚特別支援学校 静岡県立天竜特別支援学校			
静岡県立御殿場特別支援学校 静岡県立沼津特別支援学校 静岡県立富士特別支援学校 静岡県立清水特別支援学校 静岡県立静岡北特別支援学校 静岡県立藤枝特別支援学校 静岡県立吉田特別支援学校 静岡県立掛川特別支援学校 静岡県立袋井特別支援学校 静岡県立浜北特別支援学校	平成27年 1月28日(水)から 1月30日(金)午後3時まで	2月12日(木)	2月20日(金) 正午以降

静岡県立浜松特別支援学校 静岡県立浜名特別支援学校 静岡県立東部特別支援学校 静岡県立中央特別支援学校 静岡県立西部特別支援学校	平成27年 1月28日(水)から 1月30日(金)午後3時まで	2月12日(木)	2月20日(金) 正午以降
学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校 静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校 静岡県立富士特別支援学校富士宮分校 静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校 静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校 静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校 静岡県立浜松特別支援学校城北分校	平成27年 1月6日(火)から 1月8日(木)午後3時まで	1月15日(木)	1月28日(水) 正午以降
静岡県立東部特別支援学校伊豆松崎分校 静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校 静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校		1月16日(金)	

5 志願手続

- (1) 志願者は、入学願書(様式第1号)、各学校で必要とする書類等を、特別支援学校の校長又は中学校長を経由して志願先特別支援学校の校長に提出する。

特別支援学校の校長又は中学校長は、志願者から提出された書類等のほか、調査書(A(様式第2号)又はB(様式第3号))を志願先特別支援学校の校長に提出する。

- (2) 入学者選考の実施において、特に配慮が必要な志願者については、事前に本人、保護者、在学する学校で確認の上、在学する学校もしくは卒業した学校から志願先特別支援学校に連絡すること。
- (3) 志願者は、他の障害種の特別支援学校を併願することはできない。

6 調査書の作成

調査書は、県教育委員会が交付する所定の様式を用い、別に示す調査書作成の手引に従い、志願者の在学又は出身の特別支援学校の校長又は中学校長が作成する。

7 追検査

検査実施当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査を希望する者は、検査実施日の午後3時までに追検査受検願(様式第4号)を特別支援学校の校長又は中学校長を経由して志願先特別支援学校の校長に提出し、その指示を受ける。

8 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合には、再募集を実施する。

9 合格者の発表

特別支援学校の校長は、合格者に対し合格通知書(様式第5号)を交付する。

平成27年度

静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）

高等部専攻科入学者選考実施要領

平成 27 年度

静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）

高等部専攻科入学者選考実施要領

静岡県教育委員会

1 選考基本方針

- (1) 特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）においては、特別支援学校の校長又は高等学校長が提出する入学志願者に関する調査書（以下「調査書」という。）を主たる資料とし、それを補うものとして、特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）において実施する面接、適性検査等により、各専攻科の教育を受けるに足る能力等を総合的に判定し、校長が合格者を決定する。
- (2) 各学校においては、この実施要領に基づいて、それぞれの学校による選考方法により実施するものとする。

2 学校、学科及び募集定員

学 校	科	学 科	募 集 定 員
静岡県立浜松視覚特別支援学校	専攻科	理 療 科	各学校の募集定員については別に公示する。
		保健理療科	
静岡県立沼津聴覚特別支援学校	専攻科	理 容 科	

3 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 22 条の 3 に定められた障害を有するもので、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成 27 年 3 月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業見込みの者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第 150 条の各号のいずれかに該当する者

参考 （学校教育法施行令第 22 条の 3）

病弱者	肢体不自由者	知的障害者	聴覚障害者	視覚障害者	区分
一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	一 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	障害の程度

4 願書受付期間、検査実施日及び合格発表日

学 校	願書受付期間	検査実施日	合格発表日
静岡県立浜松視覚特別支援学校 静岡県立沼津聴覚特別支援学校	平成 27 年 2月 17日 (火) から 2月 19日 (木) 午後 3 時まで	3月 4日 (水)	3月 13日 (金) 正午以降

5 志願手続

- (1) 志願者は、入学願書（様式第 1 号）、各学校で必要とする書類等を、特別支援学校の校長又は高等学校長を経由して志願先特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）の校長に提出する。
特別支援学校の校長又は高等学校長は、志願者から提出された書類等のほか、調査書（平成 27 年度大学入学者選抜実施要項「第 5 調査書」にある別紙様式に準ずる。）を志願先特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）の校長に提出する。
- (2) 入学者選考の実施において、特に配慮が必要な志願者については、事前に本人、保護者、在学する学校で確認の上、在学する学校もしくは卒業した学校から志願先特別支援学校に連絡すること。

6 調査書の作成

調査書は、志願者の在学又は出身の特別支援学校の校長又は高等学校長が作成する。

7 追検査

検査実施当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査を希望する者は、検査実施日の午後 3 時までに追検査受検願（様式第 4 号）を志願先特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）の校長に提出し、その指示を受ける。

8 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合には、再募集を実施する。

9 合格者の発表

特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）の校長は、合格者に対し合格通知書（様式第 6 号）を交付する。

各種樣式

受付 番号	※	志 望 科	志望 学科	第 1 志 望	第 2 志 望	
<h1 style="margin: 0;">入 学 願 書</h1> <p style="text-align: right; margin: 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">静岡県立 学校長様</p> <p style="margin: 0;">私は貴校に入学したいので保護者と連署して志願します。</p>						
志 願 者	ふりがな 氏 名					年 月 日生
	現 住 所					
	入学後の 予定住所					
保 護 者	ふりがな 氏 名				④	志願者との 続 柄
	現 住 所					
志 願 者 の 学 歴 及 び 職 歴 等	学 校 名	年 月 日	入 学 卒 業	そ の 他		
	小学校 小学部 第6学年		卒 業	業		
	中学校 中学部 第1学年		入 学	学		
	中学校 中学部 第3学年		卒業・卒業見込み			

※印欄は、記入しないでください。

(裏)

連 絡 先 カ ー ド				
受 検 番 号	※	志 願 者 氏 名		保 護 者 氏 名
住 所	(〒 -)			電 話 番 号

連絡先カードは、志願者又は保護者と緊急連絡が取れるよう記入してください。

※印受検番号の欄は、記入しないでください。

志 願 理 由 書 (本 人 及 び 保 護 者)	
	平成 年 月 日
静岡県立	学校長 様
	志願者氏名
	保護者氏名 ㊦
貴校を志願する理由は次のとおりです。	

調査書 A

(平成27年度用)

2	ふりがな氏名	性別		4 生 年 月 日	
		昭和 平成		昭和 平成 年 月 日 生 (満 歳)	
5	学年	欠 席 日 数		遅刻回数	
	1	病 気		早退回数	
	2	事 故			
	3	計			
	欠席等の状況				
6	測定日	平成 年 月 日	測定日	平成 年 月 日	
	視力	右 ()	聴力	右 ()	
		左 ()		左 ()	
7	主障害	視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・弱弱			
	身体障害者手帳	級		交付年月日	年 月 日
	療育手帳	A・B		交付年月日	年 月 日
8	手帳等	(手帳がない場合…障害の状況及び手帳の取得予定の有無について)			
9	各教科	教科	国語	社会	数学
	評定	音楽	美術	保健体育	技術家庭
		外国語			外国語
	総合的な学習の時間				
	特記事項				

1	志望校	静岡県立	学校	志望学科	第 1	科	第 2	コース	※
10	特別活動等の記録	内容	活動の状況	特記事項	第 1	科	第 2	コース	
		学級活動		所見					
		生徒会活動							
		学校行事							
11	運動能力の記録								
12	行動の記録	項目	行動の状況	項目	行動の状況	項目	行動の状況	項目	行動の状況
		基本的な生活習慣		創意工夫		公正・公平			
		健康・体力の向上		思いやり・協力		公共心・公德心			
		自主・自律		生命尊重・自然愛護					
		責任感		勤労・奉仕					
		諸活動の美績							
	所見								

この記載事項に誤りがないことを証明する。

平成 年 月 日

学校名 国 記載者氏名 印

校長氏名 記載者氏名 印

調 査 書 B

(平成27年度用)

2 ふりがな氏名	3 性別		4 生年 月 日	
			昭和 平成 年 月 日 生 (満 歳)	
5 欠席等の状況	欠席日数		備考	
	病気	遅刻回数	早退回数	
	事故			
	計			
6 測定日	平成 年 月 日	測定日	平成 年 月 日	
7 視力	右 ()	聴力	右 ()	
	左 ()	左 ()	左 ()	
8 障害等	視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱 ()			
9 手帳等	無・有 [視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱・その他 ()]			
	身体障害者手帳	級	交付年月日	年 月 日
	療育手帳	A・B	交付年月日	年 月 日
(手帳がない場合…障害の状態及び手帳の取得予定の有無について)				
9 運動能力の記録				

1 志望校	静岡県立	学校 分校	受付番号	※
10 国語				
数学				
自立活動				
総合的な学習の時間				
その他				
11 行動及び性格の記録	学校における様子	子		
	家庭における様子	子		
	通学状況			
この記載事項に誤りがないことを証明する。				
平成 年 月 日				
学校名				
校長氏名				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 記載者氏名 印 </div>				

追 検 査 受 検 願

平成 年 月 日

静岡県立

学校長 様

受検番号 () 志願者氏名

㊟

下記の理由により受検できなかったので、追検査をお願いします。

記

理 由

- (注)
- 1 理由が病気の場合には医師の診断書等を、交通事情等の理由による場合には、その事務担当者の証明書等、受検できなかった理由が正当であることを証明するに足る書類を添える。
 - 2 本用紙は志願者又保護者が作成する。
 - 3 本用紙は、複写 (コピー) して使用して良い。

合 格 通 知 書

平成 年 月 日

立

学校中学部
中学校

受検番号 ()

氏 名 様

静岡県立

学校長 印

あなたは、平成27年度静岡県立 学校高等部入学者選考において、
本校の高等部 科に合格したので通知します。

合 格 通 知 書

平成 年 月 日

立 学校中学部
中 学 校

受検番号 ()

氏 名 様

静岡県立 学校長 印

あなたは、平成 27 年度静岡県立 学校高等部 (分校) 入学者選考において、本校の高等部 (分校) 普通科に合格したので通知します。

合 格 通 知 書

平成 年 月 日

立 学校高等部
高等学校

受検番号 ()

氏 名 様

静岡県立

学校長 印

あなたは、平成27年度静岡県立 学校高等部専攻科入学者選考において、
本校の高等部専攻科 科に合格したので通知します。

委任状

平成 年 月 日

静岡県立 学校長 様

立 学校
校長氏名



平成 27 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考における合格通知書の受領を、下記の者に委任いたします。

記

職	氏 名

受領年月日

平成 年 月 日

(注) 本用紙は、中学校長、または特別支援学校長が作成する。

平成 27 年度

静 岡 県 立 特 別 支 援 学 校
高 等 部 入 学 者 募 集 要 項

平成 27 年度 静岡県立特別支援学校（視覚障害）

高等部入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（視覚障害）の高等部は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、視覚障害を主たる障害とする生徒に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

保健医療科においては、あん摩マツサージ指圧師を目指すための専門教育を中心に行う。

1 学校、学科及び募集定員

学 校	学 科	募 集 定 員
静岡県立浜松視覚特別支援学校	普 通 科	募集定員は別に公示する。
静岡県立浜松視覚特別支援学校 沼津分室	保健医療科	
静岡県立浜松視覚特別支援学校 静岡分室	保健医療科	

2 志願者の資格

次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当するもの

(1) 普通科

平成 27 年 3 月に特別支援学校の中学部若しくは中学校を卒業見込みの者又は卒業した者

(2) 保健医療科

中学校卒業又はこれと同等の学力があると認められる視覚障害者（中学校等卒業後に視覚障害者となった者。高等学校以上の卒業者を除く。ただし、特別の事情のあるものについては学校に相談する。）

※各学校の通学区は原則として以下の（ ）内による。

ア 静岡県立浜松視覚特別支援学校 沼津分室（東部地区在住者）

イ 静岡県立浜松視覚特別支援学校 静岡分室（中部地区在住者及び西部地区在住者）

(3) 普通科、保健医療科とも以下のいずれかの視覚障害の程度の者

ア 両眼の視力が矯正（眼鏡使用）で 0.3 未満の者

イ 視力以外の視機能障害（視野、光覚等）が強度の者

ウ 将来、視力が著しく減退するおそれのある者

3 入学志願の手続

(1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角 2 号又は A 4 判の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号明記、切手貼付）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、平成 27 年 1 月 13 日（火）から平成 27 年 2 月 2 日（月）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日、祝日を除く。また、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

(2) 出願書類

ア 普通科

- (ア) 入学願書 (志願者又は保護者作成)
- (イ) 調査書 (在学又は出身校の校長作成)
- (ウ) 眼科診断書 (医師作成)

イ 保健医療科

- (ア) 入学願書 (志願者又は保護者作成)
- (イ) 内科診断書 (医師作成)
- (ウ) 眼科診断書 (医師作成)
- (エ) 卒業証明書 (出身学校校長作成)

ウ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、平成 27 年 2 月 17 日 (火) から平成 27 年 2 月 19 日 (木) までに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して、普通科を志願する者は、静岡県立浜松視覚特別支援学校に、保健医療科を志願する者は、静岡県立浜松視覚特別支援学校沼津分室 (静岡県立沼津視覚特別支援学校内) 又は静岡県立浜松視覚特別支援学校静岡分室 (静岡県立静岡視覚特別支援学校内) に提出する。時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。最終日は午後 3 時までとする。

過年度卒業生においては、郵送するか、又は持参する。郵送の場合は平成 27 年 2 月 19 日 (木) 必着とし、受検票を返送するので、長 4 号の返信用封筒 (志願者の氏名、住所、郵便番号明記、92 円切手貼付) を同封のこと。

イ 出願書類の提出先

静岡県立浜松視覚特別支援学校	〒433-8111	浜松市中区葵西五丁目 9-1 電話番号(053)436-1261 ファクシミリ番号(053)438-2876
静岡県立浜松視覚特別支援学校沼津分室 (静岡県立沼津視覚特別支援学校内)	〒410-0046	沼津市米山町 6-20 電話番号(055)921-2099 ファクシミリ番号(055)921-5104
静岡県立浜松視覚特別支援学校静岡分室 (静岡県立静岡視覚特別支援学校内)	〒422-8006	静岡市駿河区曲金六丁目 1-5 電話番号(054)283-7300 ファクシミリ番号(054)282-8919

(5) 高等学校を中途退学した者が改めて本校を志願する場合は、次によるものとする。

ア 第 1 学年をその年度の 12 月 31 日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第 1 学年をその年度の 1 月 1 日以降に退学して出願する場合及び第 2 学年、第 3 学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 平成 27 年 3 月 4 日 (水) 午前 9 時から

イ 会場 願書提出先の視覚特別支援学校

(2) 内容等

ア 普通科

面接

イ 保健医療科

(ア) 学力検査（国語、数学）

(イ) 適性検査

(ウ) 面接

※詳細は、入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願（様式第4号）を特別支援学校の校長又は中学校長を経由して志願先学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

平成27年3月13日（金）正午以降、願書提出先の学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長が、他の者に合格通知書の受け取りを依頼する場合は、委任状（様式第7号）を作成し、志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 再募集の願書の受付期間 平成27年3月17日（火）から3月18日（水）まで
（再募集の書類請求は、平成27年3月16日（月）午前9時から午後4時30分まで）

(2) 検査日 平成27年3月23日（月）

(3) 再募集合格者の発表 平成27年3月25日（水）

※詳細は、願書提出先学校に問い合わせること。

7 当日の注意

(1) 受検票は必ず持参すること。

(2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに願書提出先視覚特別支援学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関等の証明書を取っておくこと。

(3) 受検者は保護者と一緒に面接を行うので、必ず保護者同伴とする。ただし、保護者を同伴できない場合は、保護者に準ずる者を同伴することができる。

なお、保護者及び保護者に準ずる者を同伴できない場合はその旨申し出ること。また、面接時以外の保護者の付き添いについては志願先の学校長の指示に従うこと。

(4) 気象庁から「東海地震注意情報」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

- (1) 入学志願に当たっては、本要項のほか志願先の学校の入学者募集案内を参照すること。
- (2) 志願者は、願書提出以前に願書提出先の学校で教育相談を受けること。
- (3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接願書提出先の学校に照会すること。

平成 27 年度 静岡県立特別支援学校（聴覚障害）

高等部 入学者 募集要項

静岡県立特別支援学校（聴覚障害）の高等部は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、聴覚障害を主たる障害とする生徒に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

1 学校、学科及び募集定員

学 校	学 科	募 集 定 員
静岡県立沼津聴覚特別支援学校	特進技能科	募集定員は別に公示する。
	生産応用科	

2 志願者の資格

平成 27 年 3 月に特別支援学校の中学部若しくは中学校を卒業見込みの者又は卒業した者のうち、聴覚障害を主たる障害とするもの

3 入学志願の手続

- (1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角 2 号又は A 4 判の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号明記、切手貼付）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、平成 27 年 1 月 13 日（火）から平成 27 年 2 月 2 日（月）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日、祝日を除く。また、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

(2) 出願書類

- ア 入学願書（志願者又は保護者作成）
- イ 調査書（在学校又は出身校の校長作成）
- ウ 健康診断書（現在中学校に在籍していない者のみ。医師作成）
- エ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、平成 27 年 2 月 17 日（火）から平成 27 年 2 月 19 日（木）までに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して、沼津聴覚特別支援学校長に提出する。時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。最終日は午後 3 時までとする。

過年度卒業者においては、郵送するか、又は持参する。郵送の場合は、平成 27 年 2 月 19 日（木）必着とし、受検票を返送するので、長 4 号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号明記、92 円切手貼付）を同封のこと。

イ 出願書類の提出先

静岡県立沼津聴覚特別支援学校	〒410-0045	沼津市泉町 4-1 電話番号(055)921-3398 フクシマリ番(055)923-5327
----------------	-----------	---

- (5) 高等学校を中途退学した者が改めて本校を志願する場合は、次によるものとする。
- ア 第1学年をその年度の12月31日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。
- イ 第1学年をその年度の1月1日以降に退学して出願する場合及び第2学年、第3学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 平成27年3月4日(水)午前9時から

※詳細は、入学者募集案内に掲載

イ 会場 静岡県立沼津聴覚特別支援学校

(2) 内容等

ア 学力検査(国語、社会、数学、理科、英語、作文)

イ 面接

ウ その他(受検者の状態により、ア、イ以外の検査を実施する場合がある。)

※詳細は、入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願(様式第4号)を特別支援学校の校長又は中学校長を経由して沼津聴覚特別支援学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

平成27年3月13日(金)正午以降、沼津聴覚特別支援学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長が、他の者に合格通知書の受け取りを依頼する場合は、委任状(様式第7号)を作成し、志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

- (1) 再募集の願書の受付期間 平成27年3月17日(火)から3月18日(水)まで
(再募集の書類請求は、平成27年3月16日(月)午前9時から午後4時30分まで)
- (2) 検査日 平成27年3月23日(月)
- (3) 再募集合格者の発表 平成27年3月25日(水)

※詳細は、願書提出先学校に問い合わせること。

7 当日の注意

- (1) 受検票は必ず持参すること。
- (2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに沼津聴覚特別支

援学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関等の証明書を取っておくこと。

- (3) 面接は、受検者及び保護者ともに行う。ただし保護者が出席できない場合は、保護者に準ずる者が面接を行うことができる。

なお、保護者及び保護者に準ずる者が出席できない場合はその旨申し出ること。また、面接時以外の保護者の付き添いについては、沼津聴覚特別支援学校長の指示に従うこと。

- (4) 気象庁から「東海地震注意情報」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

- (1) 入学志願に当たっては、本要項のほか沼津聴覚特別支援学校の入学者募集案内を参照すること。
- (2) 志願者は、願書提出以前に沼津聴覚特別支援学校で教育相談を受けること。
- (3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接沼津聴覚特別支援学校に照会すること。

平成 27 年度

静岡県立特別支援学校（知的障害）

高等部 入学者 募集要項

静岡県立特別支援学校（知的障害）の高等部は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、知的障害を主たる障害とする生徒及び肢体不自由を主たる障害とし知的障害を併せ有する生徒に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。（ただし、肢体不自由と知的障害を併せ有する生徒は肢体重複学級設置校に限る。）

1 学校及び募集定員

学 校	募 集 定 員
静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校（肢体重複学級設置校）	募集定員は別に公示する。
静岡県立東部特別支援学校伊豆松崎分校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立御殿場特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立沼津特別支援学校	
静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校	
静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校	
静岡県立富士特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立富士特別支援学校富士宮分校	
静岡県立清水特別支援学校	
静岡県立静岡北特別支援学校	
静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校	
静岡県立藤枝特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校	
静岡県立吉田特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立掛川特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校	
静岡県立袋井特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校	
静岡県立浜北特別支援学校（肢体重複学級設置校）	
静岡県立浜松特別支援学校	
静岡県立浜松特別支援学校城北分校	
静岡県立浜名特別支援学校（肢体重複学級設置校）	

2 志願者の資格

平成27年3月に特別支援学校の中学部若しくは中学校を卒業見込みの者又は卒業した者のうち、(1)または(2)に該当するもの

- (1) 知的障害を主たる障害とする者
- (2) 肢体不自由を主たる障害とし、併せて知的障害を有する者

*各学校の通学区は原則として以下の()内による。

ア 東部地区

- ・静岡県立東部特別支援学校伊豆高原分校 (伊豆東海岸地区)
- ・静岡県立東部特別支援学校伊豆松崎分校 (下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)
- ・静岡県立御殿場特別支援学校 (御殿場市、裾野市、小山町)
- ・静岡県立沼津特別支援学校 (上記の地区を除く沼津市以東地区)
- ・静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校 (伊豆市、伊豆の国市、函南町、沼津市の旧戸田村)
- ・静岡県立沼津特別支援学校愛鷹分校 (沼津市[旧戸田村を除く]、長泉町、三島市、清水町、御殿場市、裾野市、小山町)
- ・静岡県立富士特別支援学校 (富士市、富士宮市)
- ・静岡県立富士特別支援学校富士宮分校 (富士市、富士宮市)

イ 中部地区

- ・静岡県立清水特別支援学校 (静岡市清水区、駿河区の一部[東豊田中学校区]、富士市の旧富士川町)
- ・静岡県立静岡北特別支援学校 (清水特別支援学校区を除く静岡市)
- ・静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校 (静岡市、富士市の旧富士川町)
- ・静岡県立藤枝特別支援学校 (焼津市[旧大井川町除く]、藤枝市、島田市[大井川東岸]、川根本町)
- ・静岡県立藤枝特別支援学校焼津分校 (焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市北部地区、吉田町、川根本町)
- ・静岡県立吉田特別支援学校 (島田市[大井川西岸]、吉田町、牧之原市[御前崎中学校区を除く]、焼津市[旧大井川町])

ウ 西部地区

- ・静岡県立掛川特別支援学校 (掛川市[旧掛川市、旧大東町]、菊川市、御前崎市[旧浜岡町])
- ・静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校 (御前崎市、牧之原市[南部地区]、菊川市、掛川市[南部地区])
- ・静岡県立袋井特別支援学校 (袋井市、磐田市[旧豊岡村除く]、森町、掛川市の一部[旧大須賀町])
- ・静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校 (掛川市の旧掛川市、袋井市、磐田市、森町)
- ・静岡県立浜北特別支援学校 (浜松市浜北区、天竜区及び以下の中学校区
東区の北部：笠井中、与進中、中郡中、積志中
北区：北星中[一部中区]、三方原中、都田中、引佐南部中、引佐北部中、細江中
磐田市：豊岡中)
- ・静岡県立浜松特別支援学校 (浜北特別支援学校区及び浜名特別支援学校区を除く浜松市)
- ・静岡県立浜松特別支援学校城北分校 (浜松市、湖西市)
- ・静岡県立浜名特別支援学校 (湖西市、浜松市西区雄踏・舞阪・三ヶ日地区)

3 入学志願の手続

- (1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角2号又はA4判の返信用封筒(志願者の氏名・住所・郵便番号明記、切手貼付)を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、本校については平成26年12月15日(月)から平成27年1月13日(火)まで、分校については平成26年12月15日(月)から平成26年12月26日(金)までとする。なお、この間の土曜日、日曜日、祝日及び平成26年12月27日(土)から平成

27年1月4日（日）までの期間を除く。また、午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 出願書類

- ア 入学願書（志願者又は保護者作成）
- イ 調査書（在学学校又は出身校の校長作成）
- ウ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して、志願先特別支援学校長に提出する。本校は、平成27年1月28日（水）から平成27年1月30日（金）までに、分校は平成27年1月6日（火）から平成27年1月8日（木）までに提出する。時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、最終日は午後3時までとする。

過年度卒業者においては、郵送するか、又は持参する。郵送の場合は出願書類の受付最終日必着とし、受検票を返送するので、長4号の返信用封筒（志願者の氏名・住所・郵便番号明記、92円切手貼付）を同封のこと。

イ 出願書類の提出先

静岡県立東部特別支援学校 伊豆高原分校	〒413-0232	伊東市八幡野 1120 電話番号 (0557)55-2850 ファクシミリ番号 (0557)55-2851
静岡県立東部特別支援学校 伊豆松崎分校	〒410-3693	賀茂郡松崎町桜田 188 電話番号 (0558)43-2737 ファクシミリ番号 (0558)43-2738
静岡県立御殿場特別支援学校	〒412-0033	御殿場市神山 1553-3 電話番号 (0550)87-8200 ファクシミリ番号 (0550)87-8211
静岡県立沼津特別支援学校	〒410-0306	沼津市大塚 823-1 電話番号 (055)966-0980 ファクシミリ番号 (055)967-5704
静岡県立沼津特別支援学校 愛鷹分校	〒410-0012	沼津市岡一色 875 電話番号 (055)943-5177 ファクシミリ番号 (055)922-0200
静岡県立沼津特別支援学校 伊豆田方分校	〒419-0124	田方郡函南町塚本 961 電話番号 (055)970-2520 ファクシミリ番号 (055)970-2521
静岡県立富士特別支援学校	〒417-0801	富士市大淵 3773-1 電話番号 (0545)36-2345 ファクシミリ番号 (0545)36-2397
静岡県立富士特別支援学校 富士宮分校	〒418-0053	富士宮市宮北町 233 電話番号 (0544)29-7234 ファクシミリ番号 (0544)23-2223
静岡県立清水特別支援学校	〒424-0024	静岡市清水区八坂東一丁目 16-1 電話番号 (054)368-6800 ファクシミリ番号 (054)366-5600
静岡県立静岡北特別支援学校	〒420-0953	静岡市葵区漆山 796 電話番号 (054)245-8191 ファクシミリ番号 (054)245-9983
静岡県立静岡北特別支援学校 南の丘分校	〒422-8032	静岡市駿河区有東三丁目 4-17 電話番号 (054)266-7787 ファクシミリ番号 (054)288-5565
静岡県立藤枝特別支援学校	〒426-0067	藤枝市前島 2281-1 電話番号 (054)636-1891 ファクシミリ番号 (054)636-3241
静岡県立藤枝特別支援学校 焼津分校	〒425-0026	焼津市焼津五丁目 5-2 電話番号 (054)628-8111 ファクシミリ番号 (054)628-8115
静岡県立吉田特別支援学校	〒426-0067	藤枝市前島 2281-1 電話番号 (054)636-1891 ファクシミリ番号 (054)636-3241

静岡県立掛川特別支援学校	〒437-0023	袋井市高尾 2753-1 電話番号 (0538)43-6611 ファクシミリ番号 (0538)43-6789
静岡県立掛川特別支援学校 御前崎分校	〒437-1612	御前崎市池新田 2907-1 電話番号 (0537)85-7400 ファクシミリ番号 (0537)85-3435
静岡県立袋井特別支援学校	〒437-0023	袋井市高尾 2753-1 電話番号 (0538)43-6611 ファクシミリ番号 (0538)43-6789
静岡県立袋井特別支援学校 磐田見付分校	〒438-0086	磐田市見付 2031-2 電話番号 (0538)39-1800 ファクシミリ番号 (0538)36-3200
静岡県立浜北特別支援学校	〒434-8505	浜松市浜北区中瀬 1621 電話番号 (053)580-3377 ファクシミリ番号 (053)588-3100
静岡県立浜松特別支援学校	〒430-0844	浜松市南区江之島町 1266-2 電話番号 (053)425-7461 ファクシミリ番号 (053)425-6410
静岡県立浜松特別支援学校 城北分校	〒430-0906	浜松市中区住吉五丁目 16-1 電話番号 (053)415-9061 ファクシミリ番号 (053)415-9062
静岡県立浜名特別支援学校	〒431-0303	湖西市新居町浜名 1855-71 電話番号 (053)594-5658 ファクシミリ番号 (053)594-6990

(5) 高等学校を中途退学した者が改めて本校を志願する場合は、次によるものとする。

ア 第1学年をその年度の12月31日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第1学年をその年度の1月1日以降に退学して出願する場合及び第2学年、第3学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 本校 平成27年2月12日(木) 午前9時から

分校 平成27年1月15日(木) 午前9時から

伊豆松崎分校、磐田見付分校、愛鷹分校は平成27年1月16日(金)
午前9時から

※詳細は、志願先の学校の入学者募集案内に掲載

イ 会場 各志願先特別支援学校

(2) 内容等

ア 適性検査

イ 面接

※詳細は、志願先の学校の入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査実施当日午後3時までに追検査受検願(様式第4号)を特別支援学校の校長又は中学校長を経由して志願先の学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

本校は平成27年2月20日(金)、分校は平成27年1月28日(水)の正午以降に、志願先の学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を經由して合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長が、他の者に合格通知書の受け取りを依頼する場合は、委任状(様式第7号)を作成し、志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

- (1) 再募集の願書の受付期間 平成27年3月17日(火)から3月18日(水)
(再募集の書類請求期間は、平成27年2月24日(火)から平成27年3月6日(金)
時間は午前9時から午後4時30分まで。)
- (2) 検査日 平成27年3月23日(月)
- (3) 再募集合格者の発表 平成27年3月25日(水)

※詳細は、願書提出先の学校に問い合わせること。

7 当日の注意

- (1) 受検票は必ず持参すること。
- (2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに志願先の学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関等の証明書を取っておくこと。
- (3) 受検者は保護者同伴とする。ただし、やむを得ない場合は保護者に準ずる者とする。
- (4) 気象庁から「東海地震注意情報」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

- (1) 入学志願に当たっては、本要項のほか志願先の学校の入学者募集案内を参照すること。
- (2) 志願者は、願書提出以前に志願先の学校で教育相談を受けること。
- (3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接志願先の学校に照会すること。

平成 27 年度 静岡県立特別支援学校（肢体不自由）

高等部 入学者 募集要項

静岡県立特別支援学校（肢体不自由）の高等部は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、肢体不自由を主たる障害とする生徒に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

1 学校及び募集定員

学 校	募 集 定 員
静岡県立東部特別支援学校	募集定員は別に公示する。
静岡県立中央特別支援学校	
静岡県立西部特別支援学校	

2 志願者の資格

平成 27 年 3 月に特別支援学校の中学部若しくは中学校を卒業見込みの者又は卒業した者のうち、肢体不自由を主たる障害とするもの

※各学校の通学区は原則として以下の（ ）内による。

静岡県立東部特別支援学校（東部地区在住者）

静岡県立中央特別支援学校（中部地区在住者）

静岡県立西部特別支援学校（西部地区在住者）

3 入学志願の手続

- (1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角 2 号又は A 4 判の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号明記、切手貼付）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、平成 26 年 12 月 15 日（月）から平成 27 年 1 月 13 日（火）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日、祝日及び平成 26 年 12 月 27 日（土）から平成 27 年 1 月 4 日（日）を除く。また、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

(2) 出願書類

- ア 入学願書（志願者又は保護者作成）
 - イ 調査書（在学学校又は出身校の校長作成）
 - ウ その他、志願校が提出を求める書類
 - ・入学志願者個票（保護者作成）
 - ・日常生活動作調査票（保護者作成）
 - ・保健調査票（保護者作成）
- 等

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、平成 27 年 1 月 28 日（水）から平成 27 年 1 月 30 日（金）までに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して、志願先特別支援学校校長に提出する。時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、最終日は午後 3 時までとする。

過年度卒業生においては、郵送するか、又は持参する。郵送の場合は平成 27 年 1 月 30 日（金）必着とし、受検票を返送するので、長 4 号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号明記、92 円切手貼付）を同封のこと。

イ 出願書類の提出先

静岡県立東部特別支援学校	〒410-2122	伊豆の国市寺家 235 電話番号 (055)949-2309 ファクシミリ番号 (055)949-6182
静岡県立中央特別支援学校	〒420-0953	静岡市葵区漆山 777 電話番号 (054)246-5504 ファクシミリ番号 (054)247-6929
静岡県立西部特別支援学校	〒433-8108	浜松市北区根洗町 130 電話番号 (053)436-1370 ファクシミリ番号 (053)437-9098

(5) 高等学校を中途退学した者が改めて本校を志願する場合は、次によるものとする。

ア 第 1 学年をその年度の 12 月 31 日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第 1 学年をその年度の 1 月 1 日以降に退学して出願する場合及び第 2 学年、第 3 学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 平成 27 年 2 月 12 日（木）午前 9 時から

※詳細は、志願先の学校の入学者募集案内に掲載

イ 会場 各志願先特別支援学校

(2) 内容等

ア 適性検査

イ 面接

※検査の詳細は、志願先の学校の入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後 3 時までに追検査受検願（様式第 4 号）を特別支援学校の校長又は中学校長を経由して志願先の学校長に提出し、その指示を

受ける。

5 合格者の発表

平成 27 年 2 月 20 日（金）正午以降、志願先の学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長が、他の者に合格通知書の受け取りを依頼する場合は、委任状（様式第 7 号）を作成し、志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 再募集の願書の受付期間 平成 27 年 3 月 17 日（火）から 3 月 18 日（水）まで（再募集の書類請求期間は、平成 27 年 2 月 24 日（火）から平成 27 年 3 月 6 日（金）時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。）

(2) 検査日 平成 27 年 3 月 23 日（月）

(3) 再募集合格者の発表 平成 27 年 3 月 25 日（水）

※詳細は、願書提出先の学校に問い合わせること。

7 当日の注意

(1) 受検票は必ず持参すること。

(2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに志願先の学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関等の証明書を取っておくこと。

(3) 受検者は保護者と一緒に面接を行うので、必ず保護者同伴とする。ただし、保護者を同伴できない場合は、保護者に準ずる者を同伴すること。面接時以外の保護者の付き添いについては志願先の学校長の指示に従うこと。

(4) 気象庁から「東海地震注意情報」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

(1) 入学志願に当たっては、本要項のほか志願先の学校の入学者募集案内を参照すること。

(2) 志願者は、願書提出以前に志願先の学校で教育相談を受けること。

(3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接志願先の学校に照会すること。

平成 27 年度

静岡県立特別支援学校（病弱）

高等部 入学者 募集要項

静岡県立天竜特別支援学校高等部は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

1 学校及び募集定員

学 校	募 集 定 員
静岡県立天竜特別支援学校	募集定員は別に公示する。

2 入学志願者の資格

平成 27 年 3 月に特別支援学校の中学部若しくは中学校を卒業見込みの者又は卒業した者及びこれと同等以上の学力があると認められる者のうち、次の(1)及び(2)に該当するもの

- (1) 学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する者
 - ア 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者
 - イ 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の者
- (2) 入学時に天竜病院において入院による治療を受ける見込みの者

3 入学志願の手続

- (1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角 2 号又は A 4 判の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号明記、切手貼付）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、平成 27 年 1 月 13 日（火）から平成 27 年 2 月 2 日（月）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日、祝日を除く。また、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

- (2) 出願書類
 - ア 特別支援学校の中学部又は中学校在学者
 - (イ) 入学願書（志願者又は保護者作成）
 - (ロ) 診断書（天竜病院で作成したもの。ただし、天竜特別支援学校中学部在学者は必要としない。）
 - (ハ) 調査書（在学校又は出身校の校長作成）

イ 過年度卒業生

- (ア) 入学願書（志願者又は保護者作成）
- (イ) 診断書（天竜病院で作成したもの）
- (ウ) 調査書（出身校の校長作成）
- (エ) 平成27年1月以降に実施した医師の健康診断書

ウ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、平成27年2月17日（火）から平成27年2月19日（木）までに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して、天竜特別支援学校長に提出する。時間は午前9時から午後4時30分までとする。最終日は午後3時までとする。

過年度卒業生においては、郵送するか、又は持参する。郵送の場合は平成27年2月19日（木）必着とし、受検票を返送するので、長4号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号明記、92円切手貼付）を同封のこと。

イ 出願書類の提出先

静岡県立天竜特別支援学校	〒431-3423	浜松市天竜区渡ヶ島 201-2 電話番号 (053)926-2255 ファクシミリ番号 (053)926-2278
--------------	-----------	---

(5) 高等学校を中途退学した者が改めて本校を志願する場合は、次によるものとする。

ア 第1学年をその年度の12月31日までに退学して出願する場合は、出身中学校長を経由して出願するものとする。

イ 第1学年をその年度の1月1日以降に退学して出願する場合及び第2学年、第3学年を退学して出願する場合は、退学した高等学校の校長を経由して出願するものとする。この場合、高等学校長は調査書の写しを作成し、併せて高等学校における学習と行動の記録等の書類を作成して添付するものとする。

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 平成27年3月4日（水） 午前9時から

※詳細は、入学者募集案内に掲載

イ 会場 静岡県立天竜特別支援学校

(2) 内容等

面接

※詳細は、入学者募集案内に掲載

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願（様式第4号）

を特別支援学校の校長又は中学校長を経由して天竜特別支援学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

平成27年3月13日（金）正午以降、天竜特別支援学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校の校長又は中学校長が、他の者に合格通知書の受け取りを依頼する場合は、委任状（様式第7号）を作成し、志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

- (1) 再募集の願書の受付期間 平成27年3月17日（火）から3月18日（水）まで
（再募集の書類請求は、平成27年3月16日（月）午前9時から午後4時30分まで）
- (2) 検査日 平成27年3月23日（月）
- (3) 再募集合格者の発表 平成27年3月25日（水）

※詳細は、天竜特別支援学校に問い合わせること。

7 当日の注意

- (1) 受検票は必ず持参すること。
- (2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに天竜特別支援学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関等の証明書を取っておくこと。
- (3) 受検者は保護者と一緒に面接を行うので、必ず保護者同伴とする。ただし、保護者を同伴できない場合は、保護者に準ずる者を同伴することができる。
なお、保護者及び保護者に準ずる者を同伴できない場合はその旨申し出ること。また、面接時以外の保護者の付き添いについては、天竜特別支援学校長の指示に従うこと。
- (4) 気象庁から「東海地震注意情報」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

- (1) 入学志願に当たっては、本要項のほか天竜特別支援学校の入学者募集案内を参照すること。
- (2) 志願者は、願書提出以前に天竜特別支援学校で教育相談を受けること。
- (3) 本要項等に不明な点がある場合は、直接天竜特別支援学校に照会すること。

高等部訪問教育入学者募集要項

静岡県立特別支援学校高等部訪問教育は、特別支援学校に通学することが困難な重度の障害を有する生徒に、高等学校に準ずる教育を施すとともに、その障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

1 学校及び募集定員（平成 27 年度訪問教育入学者を募集する学校）

学 校	募 集 定 員
静岡県立富士特別支援学校	募集定員は別に公示する 高等部定員に含む。
静岡県立東部特別支援学校	
静岡県立中央特別支援学校	
静岡県立西部特別支援学校	

2 志願者の資格

平成27年3月に特別支援学校の中学部若しくは中学校を卒業見込みの者又は卒業した者のうち、静岡県立特別支援学校訪問教育実施要綱第3条に該当するもの

3 入学志願の手続

平成 27 年度静岡県立特別支援学校（肢体不自由）高等部入学者募集要項又は平成 27 年度静岡県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者募集要項（以下「平成 27 年度募集要項」という。）の3に準ずる。ただし、出願書類のうち、「入学願書」及び「調査書」以外は各学校の募集案内に従うこと。

4 入学者の選考

書類審査、面接等による。

5 合格者の発表

平成 27 年度募集要項の5に準ずる。

6 再募集

平成 27 年度募集要項の6に準ずる。

平成 27 年度

静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）

高等部専攻科入学者募集要項

平成 27 年度 静岡県立特別支援学校（視覚障害）

高等部専攻科入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（視覚障害）の専攻科は、特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者で視覚障害を主たる障害とする生徒を対象に、理療科、保健理療科の2学科の入学者を募集する。

理療科では、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の各療師を目指すための専門的知識、技能、態度を養う教育を行うことを目的とする。

保健理療科では、あん摩マッサージ指圧師を目指すための専門的知識、技能及び態度を養う教育を行うことを目的とする。

1 学校、学科及び募集定員

学 校	学 科	募 集 定 員
静岡県立浜松視覚特別支援学校	理 療 科	募集定員は別に公示する。
	保健理療科	

2 志願者の資格

次の(1)かつ(2)に該当するもの

- (1) 平成 27 年 3 月に特別支援学校の高等部若しくは高等学校を卒業見込みの者又は特別支援学校の高等部若しくは高等学校を卒業した者
- (2) 以下のいずれかの視覚障害の程度の者
 - ア 両眼の視力が矯正（眼鏡使用）で 0.3 未満の者
 - イ 視力以外の視機能障害（視野、光覚等）が強度の者
 - ウ 将来、視力が著しく減退するおそれのある者

3 入学志願の手続

- (1) 入学志願に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角 2 号又は A 4 判の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号明記、切手貼付）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、平成 27 年 1 月 13 日（火）から平成 27 年 2 月 2 日（月）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日、祝日を除く。また、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

(2) 出願書類

- ア 入学願書（志願者又は保護者作成）
- イ 調査書又は単位修得証明書（在学校又は出身校の校長作成）
- ウ 健康診断書（医師作成）（眼科診断書及び内科診断書）
ただし、現在浜松視覚特別支援学校高等部に在学していない者
- エ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、平成 27 年 2 月 17 日（火）から平成 27 年 2 月 19 日（木）までに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は高等学校長を経由して、浜松視覚特別支援学校長に提出する。時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、最終日は午後 3 時までとする。過年度卒業生においては、郵送するか、又は持参する。郵送の場合は、平成 27 年 2 月 19 日（木）必着とし、受検票を返送するので、長 4 号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号明記、92 円切手貼付）を同封のこと。

イ 出願書類の提出先

静岡県立浜松視覚特別支援学校	〒433-8111	浜松市中区葵西五丁目 9-1 電話番号(053)436-1261 フAXシミリ番(053)438-2876
----------------	-----------	---

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

ア 日時 平成 27 年 3 月 4 日（水）午前 9 時から

イ 会場 静岡県立浜松視覚特別支援学校

(2) 内容等（理療科・保健理療科とも）

ア 学力検査（一般教養）

イ 適性検査（身体機能検査など）

ウ 面接

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後 3 時までに追検査受検願（様式第 4 号）を特別支援学校の校長又は高等学校長を経由して浜松視覚特別支援学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

平成 27 年 3 月 13 日（金）正午以降、浜松視覚特別支援学校に掲示するとともに、志願者の在学する特別支援学校の校長又は高等学校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業生に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校の校長又は高等学校長が、他の者に合格通知書の受け取りを依頼する場合は、委任状（様式第 7 号）を作成し、志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

(1) 再募集の願書の受付期間 平成27年 3月17日（火）から 3月18日（水）まで

(再募集の書類請求は、平成27年3月16日(月)午前9時から午後4時30分まで)

(2) 検査日 平成27年3月23日(月)

(3) 再募集合格者の発表 平成27年3月25日(水)

※詳細は、浜松視覚特別支援学校に問い合わせること。

7 当日の注意

(1) 受検票は必ず持参すること。

(2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに浜松視覚特別支援学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関等の証明書を取っておくこと。

(3) 受検者は保護者と一緒に面接を行うので、必ず保護者同伴とする。ただし、保護者を同伴できない場合は、保護者に準ずる者を同伴することができる。

なお、保護者及び保護者に準ずる者を同伴できない場合はその旨申し出ること。また面接時以外の保護者の付き添いについては浜松視覚特別支援学校長の指示に従うこと。

(4) 気象庁から「東海地震注意情報」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

本要項等に不明な点がある場合は、直接浜松視覚特別支援学校に照会すること。

平成 27 年度

静岡県立特別支援学校（聴覚障害）

高等部専攻科入学者募集要項

静岡県立特別支援学校（聴覚障害）の専攻科は、沼津聴覚特別支援学校高等部理容コース又は他校理容科若しくは理容コースを卒業した生徒（高等部生産応用科理容コースの課程を卒業した生徒）に対して理容師を目指すための専門的教育を行うことを目的とする。

1 学校、学科及び募集定員

学 校	学 科	募 集 定 員
静岡県立沼津聴覚特別支援学校	理容科	募集定員は別に公示する。

2 志願者の資格

平成 27 年 3 月に沼津聴覚特別支援学校高等部理容コース若しくはこれに準ずる学校（以下「聴覚特別支援学校」という。）の理容科若しくは理容コースを卒業見込みの者又は卒業した者のうち、聴覚障害を主たる障害とするもの

3 入学志願の手続

- (1) 入学に必要な書類は、直接志願先学校で受け取るか、角 2 号又は A 4 判の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号明記、切手貼付）を同封の上、郵送で申し込むこと。

書類の請求は、平成 27 年 1 月 13 日（火）から平成 27 年 2 月 2 日（月）までとする。ただし、この間の土曜日、日曜日、祝日を除く。また、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

(2) 出願書類

- ア 入学願書（志願者又は保護者作成）
- イ 調査書（在学又は出身校の聴覚特別支援学校長作成）
- ウ 健康診断書（現在高等部に在学していない者のみ。医師作成）
- エ その他、志願校が提出を求める書類

(3) 入学検定料

入学検定料は徴収しない。

(4) 出願書類の受付

ア 出願書類は、平成 27 年 2 月 17 日（火）から平成 27 年 2 月 19 日（木）までに、志願者の在学する聴覚特別支援学校の校長を経由して、沼津聴覚特別支援学校長に提出する。時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。最終日は午後 3 時までとする。

過年度卒業生においては、郵送するか、又は持参する。郵送の場合は平成 27 年 2 月 19 日（木）必着とし、受検票を返送するので、長 4 号の返信用封筒（志願者の氏名、住所、郵便番号明記、92 円切手貼付）を同封のこと。

イ 出願書類の提出先

静岡県立沼津聴覚特別支援学校	〒410-0045	沼津市泉町 4-1 電話番号(055)921-3398 ファクシミリ番(055)923-5327
----------------	-----------	--

4 入学者の選考

(1) 日時及び会場

- ア 日時 平成27年3月4日(水)午前9時から
- イ 会場 静岡県立沼津聴覚特別支援学校

(2) 内容等

- ア 学力検査(一般教養)
- イ 適性検査
- ウ 面接

(3) 追検査

当日、病気その他のやむを得ない理由により、検査等を受けられなかった者で追検査の受検を希望する者は、選考検査当日午後3時までに追検査受検願(様式第4号)を特別支援学校の校長又は高等学校長を経由して沼津聴覚特別支援学校長に提出し、その指示を受ける。

5 合格者の発表

平成27年3月13日(金)正午以降、沼津聴覚特別支援学校に掲示するとともに、志願者の在学する聴覚特別支援学校の校長を経由して本人に合格通知書を交付する。また、過年度卒業者に対しては合格通知書を本人に直接郵送する。

志願者の在学する特別支援学校の校長が、他の者に合格通知書の受け取りを依頼する場合は、委任状(様式第7号)を作成し、志願先の特別支援学校の校長に提出すること。

※電話及びファクシミリ等による問い合わせは受け付けない。

6 再募集

選考の結果、合格者が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

- (1) 再募集の願書の受付期間 平成27年3月17日(火)から3月18日(水)まで
(再募集の書類請求は、平成27年3月16日(月)午前9時から午後4時30分まで)
- (2) 検査日 平成27年3月23日(月)
- (3) 再募集合格者の発表 平成27年3月25日(水)

※詳細は、沼津聴覚特別支援学校に問い合わせること。

7 当日の注意

- (1) 受検票は必ず持参すること。
- (2) 当日やむを得ない理由で受検できない場合は、検査開始時刻までに沼津聴覚特別支援学校長に連絡を取り、指示を受けること。この場合、病気の者は医師の診断書を、交通機関の故障その他の場合は、関係機関等の証明書を取っておくこと。
- (3) 受検者及び保護者ともに面接を行うので、保護者は面接日を確認しておくこと。ただし保護者が出席できない場合は、保護者に準ずる者が面接を行うことができる。
なお、保護者及び保護者に準ずる者が出席できない場合はその旨申し出ること。また、保護者の付き添いについては、沼津聴覚特別支援学校長の指示に従うこと。
- (4) 気象庁から「東海地震注意情報」が発表された場合の措置や、緊急事態発生時の対応については、学校の指示に従うこと。

8 その他の注意事項

本要項等に不明な点がある場合は、直接沼津聴覚特別支援学校に照会すること。

写

各特別支援学校長 様

学 校 教 育 課 長

平成24年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考実施における地震の対応について（通知）

高等部入学者選考時における「東海地震注意情報」発表時の措置については、平成15年12月8日付教養第430号にて通知したところですが、学力検査実施日の朝に地震が発生した場合や学力検査中に微弱な地震が発生した場合による対応については以下の対応を願います。

記

1 学力検査実施日の朝に地震が発生した場合

(1) 津波警報が発令されている場合

・津波警報のうち、津波警報が発令された場合は入学者選考に関する一切の業務を停止する。当該業務の再開については学校教育課特別支援教育室の指示に従う。

(2) 警報等特段の注意が促されていない場合

・警報等が発令されていなくても、校長は地震による被害状況を把握した上で検査実施の可否を判断する。その結果を学校教育課特別支援教育室に電話等により連絡する。

・検査が実施できる場合は、受検者の安全確保に配慮して実施する。

・検査が実施できない場合で既に登校している受検者があった場合、安全に帰宅できることが確認されない時は学校に待機させる。

2 検査中に微弱な地震が発生した場合

・微弱な地震が発生した場合、各教室の監督者は廊下監督者と地震発生を確認の上検査を中断し、受検者には私語をしないで解答用紙を裏返すよう指示し、その時間を記録する。（中断する教室とそのまま検査を続行する教室がないように対応する。）また、必要に応じてその後の避難行動を指示する。中断した場合、廊下監督者は速やかに校長に伝え、校長の判断によりその後の再開の可否を決定する。中断した検査を再開することができるのは、地震による体調不良の生徒がなく、安全が確保され、検査問題の取扱い等において公平性が確保されていることが確認できた場合（二次避難をしていない場合）とする。その結果を学校教育課特別支援教育室に電話等により連絡する。

3 その他

・二次避難が必要な地震が発生した場合は、各学校が策定している「災害応急対策」の「在校時の避難誘導」に基づき、指示をする。

担 当 特別支援教育推進室
推進・整備担当
電話番号 054-221-2090

(付属資料2)

教養第430号
平成15年12月8日



県立盲・聾・養護学校長 様
(高等部設置校)

養護教育課長

高等部入学者選考時における「東海地震注意情報」発表時の措置
について (通知)

このことについて、平成15年12月5日付教養第424号で通知したとおり、教職員に周知徹底するとともに、受検者の安全確保について万全を期するようお願いします。

記

- 1 「東海地震注意情報」が発表された場合は、平成16年度静岡県立盲学校・聾学校・養護学校高等部入学者選考及び静岡県立盲学校・聾学校高等部専攻科入学者選考に関する一切の業務（以下「入学者選考業務」という。）を停止する。
- 2 入学者選考業務を停止した場合の当該業務の再開については、県教委育委員会の指示に従うこと。
- 3 平成16年1月5日以降、判定会招集連絡報が廃止されることに伴い、各募集要項の7検査当日の注意(4)の内容を「東海地震注意情報が発表された場合の措置については、学校の指示に従うこと」と改める。

担 当 総務企画班企画担当
電話番号 054-221-2141

(付属資料3)

入学者選考に係る情報の開示

高等部入学者選考に係る情報の開示は下記により対応する

1 提供の対象となる情報

- (1) 調査書
- (2) 各種検査の結果（面接、適性検査、学力検査）

2 請求等の手続き

(1) 調査書

静岡県個人情報保護条例（平成15年4月1日施行）に基づいて手続きを行う。

(2) 調査書以外の資料

ア 請求期間

平成27年4月1日から平成27年4月30日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 請求先

受検した県立特別支援学校

ウ 請求方法

受検者本人（法定代理人）が受検票を提示するとともに、口頭により希望する資料の結果を請求し、簡易な請求願に必要事項を記入する。

エ 提供方法

請求を受けた県立特別支援学校は、受検者本人であることを確認の上、請求のあった情報を閲覧又は資料により提供する。

オ 時間

午前9時から午後4時までの間で各特別支援学校が定める。

3 その他

1に定めるもののほか、入学者選考に係る情報の開示に関する事項については、静岡県情報公開条例（平成13年4月1日施行）及び静岡県個人情報保護条例に基づいて行う。

平成27年静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び高等部専攻科入学者選考の日程

月	日	曜	高等学校	特別支援学校 (視覚障害・聴覚障害・病弱)	特別支援学校 (肢体不自由・知的障害：本校)	特別支援学校 (知的障害：分校)
12月	15	月			願書等請求開始	願書等請求開始
	16	火				
	17	水				
	18	木				
	19	金				
	20	土				
	21	日				
	22	月				
	23	火	天皇誕生日			
	24	水				
	25	木				
	26	金				願書等請求締切
	27	土				
	28	日				
29	月					
30	火					
31	水					
1月	1	木	元日			
	2	金				
	3	土				
	4	日				
	5	月				
	6	火				願書受付開始
	7	水				↓
	8	木				願書受付締切
	9	金				
	10	土				
	11	日				
	12	月	成人の日			
	13	火		願書等請求開始	願書等請求締切	
	14	水				
	15	木				選考検査(伊豆高原・伊豆田方・富士宮・南の丘・焼津・御前崎・城北) 追検査書類提出(15:00まで)
	16	金				選考検査(磐田見付・伊豆松崎・愛蔵) 追検査書類提出(15:00まで)
	17	土				
18	日					
19	月					
20	火					
21	水					
22	木					
23	金				追検査(全分校)	
24	土					
25	日					
26	月					
27	火					
28	水			願書受付開始	合格者発表	
29	木			↑		
30	金			願書受付締切		
31	土					
2月	1	日				
	2	月		願書等請求締切		
	3	火				
	4	水				

月	日	曜	高等学校	特別支援学校 (視覚障害・聴覚障害・病弱)	特別支援学校 (肢体不自由・知的障害：本校)	特別支援学校 (知的障害：分校)	
2月	5	木					
	6	金					
	7	土					
	8	日					
	9	月					
	10	火					
	11	水	建国記念の日				
	12	木			選考検査 追検査書類提出 (15:00まで)		
	13	金					
	14	土					
	15	日					
	16	月					
	17	火	一般選抜願書受付	願書受付開始			
	18	水	↑	↑	追検査		
	19	木	一般選抜願書受付締切	願書受付締切			
	20	金			合格者発表		
	21	土					
	22	日					
	23	月	霧土山の日				
	24	火			●再募集書類請求開始	●再募集書類請求開始	
	25	水	志願変更受付開始				
	26	木	志願変更受付締切				
	27	金					
	28	土					
	3月	1	日				
		2	月				
		3	火				
		4	水	学力検査(全日制) 学力検査・面接等(定時制)	選考検査 追検査書類提出 (15:00まで)		
5		木	面接・実技検査等(全日制) 追検査受験願書受付				
6		金			●再募集書類請求締切	●再募集書類請求締切	
7		土					
8		日					
9		月					
10		火	追検査	追検査			
11		水					
12		木					
13		金	合格者発表	合格者発表			
14		土					
15		日					
16		月			●再募集書類請求 (9:00~16:30)		
17		火	●再募集願書受付開始	●再募集願書受付開始	●再募集願書受付開始	●再募集願書受付開始	
18		水	●再募集願書受付締切	●再募集願書受付締切	●再募集願書受付締切	●再募集願書受付締切	
19		木					
20		金					
21		土	春分の日				
22		日					
23		月	●再募集 面接・作文等	●再募集検査	●再募集検査	●再募集検査	
24		火					
25		水	●再募集合格者発表	●再募集合格者発表	●再募集合格者発表	●再募集合格者発表	
26		木					
27		金					
28		土					
29		日					
30		月					
31		火					

平成 27 年度

静岡県立特別支援学校

高等部入学者選考実施要領

静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）

高等部専攻科入学者選考実施要領

編集・発行 静岡県教育委員会 特別支援教育課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-2942

(件名)

県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第1次選考試験の結果

(特別支援教育課)

1 県立特別支援学校寄宿舎指導員

(1) 選考試験の実施概要

試験区分、日程	試験内容	主な評価項目
第1次選考試験 10月16日(木)	筆記試験(教科専門、特別支援教育専門、教職・一般教養または課題作文)	寄宿舎指導員として必要な知識
	個人面接	寄宿舎指導員としての資質、適性

(2) 志願者数及び合格者数

受験区分	志願者数	第1次選考試験受験者数	第1次選考試験合格者数
教職経験	6	4	3
一般	14	11	5
計	20	15	8

11月7日(金)正午に合格発表を実施した。

(3) 採用見込み数

若干名

(4) その他の受験者状況

男女比		現在の職の内訳					年代別				
男	女	臨時講師	臨時寄宿舎指導員	学校介護職員	会社員公務員	学生	年齢	20代	30代	40代	50代
10	5	4	6	1	2	2	人数	6	5	2	2

(5) 今後の日程

- ア 第2次選考試験実施 11月19日(水)
- イ 第2次選考試験合格発表 12月12日(金)

報告事項6【情報提供】

平成26年11月17日

(件名)

朝霧野外活動センターの指定管理者候補者の選定経過及び結果

(社会教育課)

1 指定管理者候補者選定委員会

	氏名	所属	立場
委員長	猿田 真嗣	常葉大学教授	学識経験者
委員	井出 暢一	富士宮市立人穴小学校校長	利用者代表
	前田 恭伸	静岡大学教授	危機管理専門家
	脇坂 茂	日本ボーイスカウト静岡県連盟事務局長	野外活動専門家
	戸谷 雄一	公認会計士、税理士	財務専門家
	北川 清美	静岡県教育委員会社会教育課長	行政

2 審査項目及び配点

選定基準	審査項目	配点
ア 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること。	①【基本方針】 青少年育成に関して、センターが果たすべき役割をどのように認識し、管理運営に関してどのような基本方針であるか。	20
	②【平等な利用の確保】 事業計画内容の対象者に偏りがなく、平等な利用が確保されるものであるか。	
イ 施設の効用を最大限発揮できる事業計画であること。	①【魅力的な主催事業】 青少年健全育成や施設のPRに寄与する魅力的な主催事業の提案があるか。	20
	②【効果的な各種研修プログラム】 青少年健全育成のために効果的な各種研修プログラムの提案がなされているか。	
	③【休所日】 休所日について利用者の利便性に配慮しているか。	
	④【利用者数の確保】 利用者数の確保に対する取組について、適切な提案がなされているか。	
	⑤【独自性のある提案】 施設の効用最大化のために新たな提案があり、その内容が効果的と認められるか。	
ウ 管理運営に係る経費の縮減が図られものであること。	①【委託料の提案額】 委託料の提案額はどの程度か。	20
	②【経費縮減に関する提案】 管理運営業務の効率化と経費の縮減に関する提案は適切か。	

エ 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有していること。	①【財産的基盤】 継続的に安定した管理運営が可能な財政的基盤はあるか。	20
	②【類似施設運営の実績】 類似施設の管理運営等において優れた実績を有しているか。 過去5年間に重大事故の事例がないか。	
	③【施設運営の組織体制】 継続的に安定かつ効果的な施設管理運営が可能な人材から構成される組織体制であるか。	
	④【利用者の個人情報保護】 利用者の個人情報保護について適切な提案がなされているか。	
オ 野外活動に対する利用者の安全確保が図られていること。	①【利用者の安全確保】 利用者の安全確保について、適切な提案がなされているか。	20
合 計		100

3 指定管理者候補者

指定管理者候補者	日本キャンプ協会グループ
団体の概要	<p>代表団体 (公社) 日本キャンプ協会グループ 構成団体 (特非) 静岡県キャンプカウンセラー協会 構成団体 (特非) 子どもの体験活動サポートセンター 構成団体 静岡県キャンプ協会</p> <p>上記4つの団体により、日本キャンプ協会グループは構成されている。各団体は、野外活動や自然体験活動を推進する団体として、従来から連携して情報交換や野外活動に関する技術援助等の協力体制を築いてきた。平成19年4月からの「朝霧野外活動センター」指定管理者として申請するにあたりグループ化した。</p> <p>グループの代表団体である(公社)日本キャンプ協会は、1966年、全国各地の青少年関連団体や野外活動研究者、教育者等によって創立され、総合的な野外活動「キャンプ」を通して、人と人、人と自然が出会う場づくりをするための様々な活動を展開している団体である。</p> <p>公益社団法人としての運営実績を生かし、主に職員の雇用、人事、福利厚生、施設管理、会計経理等の指定管理の運営にあたり総務的、財政的管理部分を受け持っている。また、その他の3つの構成団体は、野外教育の知識や技術を生かし、事業の展開、利用者への指導、支援、ボランティアの育成等の主にソフト的な部分における事業を受けもっている。各団体は担当分野に偏ることなく情報交換を定期的に行い、互いの意思疎通を図りながら、運営を実施している。</p>

4 提案の概要（主な提案内容）

- 静岡県教育振興基本計画「「有徳の人」づくりアクションプラン」を基本に、富士山を中心とした朝霧高原の豊かな自然や風土・歴史などを最大限に生かした野外教育の拠点施設として、青少年を中心にあらゆる人々を対象に、多様で魅力的な野外教育プログラムを開発・提供・発信し、「「有徳の人」づくり」を推進する。
- 生涯学習への支援として、対象年齢に応じた柔軟なプログラム（メニュー、難易度等）を開発・提供するとともに、特別支援が必要な方向けの事業の充実を図る。
- 主催事業の計画にあたり、継続事業では事業の成果を踏まえつつ継続していく必要性や事業のねらいを明確にしていく。新規事業では教育目標実現への課題を達成できるよう、各分野の専門家の意見を取り入れ、さらなる効果があがるような計画を策定する。また、年度ごとに事業評価及び分析を行っていく。
- スケートリンク、プラネタリウム施設を使った魅力的なプログラムを開発し、積極的な一般開放を進めることで県民にとって親しみやすい施設としていく。
- 5月から9月の繁忙期には、団体の利用希望に合わせ、休所日を調整し、積極的に利用者を受け入れていく。
- 利用者の確保については、利用希望が集中する5月から8月の予約調整に重点を置き、慎重に、丁寧に連絡を取りながら、可能な限り多くの団体を受け入れる。また、ナビゲーションスポーツの普及により、朝霧野外活動センターを全国のナビゲーションスポーツの拠点として機能するよう努め、利用者の拡大を図っていく。
- 安全管理委員会が中心となり、各種安全冊子の作成や社会への安全キャンペーンの展開、主催事業として野外活動のためのリスクマネジメント講座等を実施し、危険の予知や回避、避難応急処置について利用者への指導徹底を図る。また、救急救命講座を全職員が受講し、緊急時への職員の対応についても万全を期す。
- 独自性のある提案として、朝霧野外活動センターを日本の野外活動の中核的施設、全国の青少年健全育成、社会教育の振興と実践のための研修・研究拠点としていく。また、精神医療機関、スクールカウンセラー等と連携した事業の展開、アウトドアセラピーの理論と実践、研究の場とすることで、現代的課題に対応したモデル的事业を展開する。
- 委託料提案金額 117,000千円 / 年度

5 選定過程

静岡県立朝霧野外活動センター指定管理者候補者選定委員会

月 日	委員会	内容・選定経過等
9月12日	第1回選定委員会	現地視察、審査基準についての検討
10月10日	第2回選定委員会	第1次審査（書類審査）を行い、「日本キャンプ協会グループ」を第1次審査通過者として選定
10月22日	第3回選定委員会	第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行い、「日本キャンプ協会グループ」を候補者として選定

(1) 第1次審査

第1次審査は、書類審査として、事業計画書で示された提案内容を評価し、選定委員の総合点により、提案内容の適格性を審査した。

日本キャンプ協会グループは、審査において高いポイントを獲得し、第1次審査を通過した。(以下、主な意見)

- ① ナビゲーションスポーツの普及、富士山を中心とする地域文化の学習拠点とするビジョンについては興味深い。
- ② 財務諸表を見る限り、短期的に破綻する組織では無い。
- ③ H22 三ヶ日青年の家の事故の教訓を踏まえた、危機管理マニュアルになっている。

(2) 第2次審査

第2次審査では、日本キャンプ協会グループのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、1次審査での評価を踏まえ、不明点等を質疑応答で明らかにし、再度評価を行い、事業計画の細部に及ぶ審査を行った。

その結果、日本キャンプ協会グループの以下の点が評価され、指定管理者候補者に選定された。

- ① 青少年教育施設、特に野外教育推進機関としての目的や役割を良く理解し、経験豊かなスタッフが配置され、利用者が安全・安心に活動できる配慮や安全対策がとられている点が評価された。
- ② ナビゲーションスポーツをはじめとする多様な研修プログラムの展開や、魅力的な主催事業の提案が評価された。
- ③ 世界文化遺産である「富士山」を中心とした豊かな自然・歴史・文化を通じて地域との連携を図るなど、地域資源を教育資源として有効活用する点が評価された。

6 審査結果

選定基準	配点	第1次審査	第2次審査
ア 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること。	20	16.7	17.0
イ 施設の効用を最大限に発揮できる事業計画であること。	20	16.3	16.6
ウ 管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。	20	13.7	15.5
エ 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有していること。	20	16.5	16.2
オ 野外活動に対する利用者の安全確保が図られていること。	20	14.5	15.7
合 計	100	77.7	81.0

報告事項
(件名)

平成26年9月11日

朝霧野外活動センター指定管理者の指定管理期間評価
及び次期指定管理者の公募

(社会教育課)

1 指定管理による運営の概況

項目	内容
指定期間	第1期:19~21年度(3年間)・第2期:22~26年度(5年間)
指定管理者	日本キャンプ協会グループ 代表団体:(公社)日本キャンプ協会
委託料	25年度予算 110,886千円 : 26年度予算 114,055千円

2 指定管理者外部評価委員

No.	役職	立場	氏名	所属
1	委員長	学識経験者	木宮 敬信	常葉大学教育学部 准教授
2	委員	利用者代表(学校)	井出 暢一	富士宮市立人穴小学校 校長
3	委員	危機管理専門家	池田 浩敬	常葉大学社会環境学部 教授
4	委員	野外教育活動専門家	堀内 正治	日本ボーイスカウト静岡県連盟 副コミッショナ
5	委員	財務専門家	兼高 則之	公認会計士兼高則之事務所 所長

3 期間評価の目的

年度評価とは別に、各年度の評価結果や改善状況を踏まえ、期間全体における施設の利用実績や管理運営状況、及び指定管理者に期待する成果の達成度を検証し、指定管理者による管理運営の効果が認められるかを判断する。併せて、施設の必要性や管理形態の在り方についても検証・検討する。

4 期間評価の結果 ※評価は9段階(A+・A・A-・B+・B・B-・C+・C・C-)

評価項目		評価
評価の総括		A
項目別評価	① 青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	A
	② 青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	A
	③ 青少年の健全な育成を図る事業の運営	A
	④ 学校利用への適切な対応	A-
	⑤ 青少年教育施設としての目的にあった活動の展開	A

5 施設の必要性および管理形態の在り方について

- ・ 県が所管することで、質の高い自然体験活動を広く安定して提供することができる。
- ・ 教育的な視点を持った、専門性の高い指定管理者による管理形態をとることで、施設の設置目的は達成できるものと判断する。

6 次期指定管理者の公募

- (1) 公募期間 平成26年9月1日から平成26年9月30日
- (2) 指定期間 5年間 (H27.4.1~H32.3.31)
- (3) 選定スケジュール
 - 10月 審査会(書類審査・プレゼンテーション)
 - 11月 教育委員会定例会 候補者選定結果報告
 - 12月 議会議決(指定)

(件名)

県立朝霧野外活動センター 指定管理第2期 期間評価結果報告

(社会教育課)

1 施設の設置目的

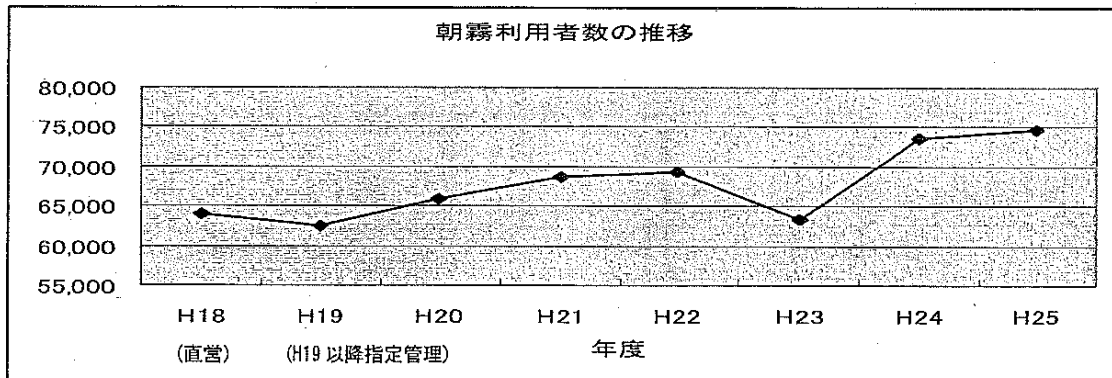
青少年教育施設は、「団体宿泊訓練又は野外活動その他の自然に親しむ活動を通じて、青少年の健全な育成その他の社会教育の振興に寄与する」(設置条例第2条)ことを目的として設置された。また、青少年教育施設は、その特性を生かした様々な活動を通じて、子どもたちに「思いやり」「たくましさ」「達成した喜び」などを身に付けさせる場として、より一層期待されている。

2 指定管理者制度導入の基本方針

- ・民間でできることは、民間に委託することを基本とする。
- ・多様化する社会のニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用し、利用者へのサービスの向上と、効率的な管理運営を図る。

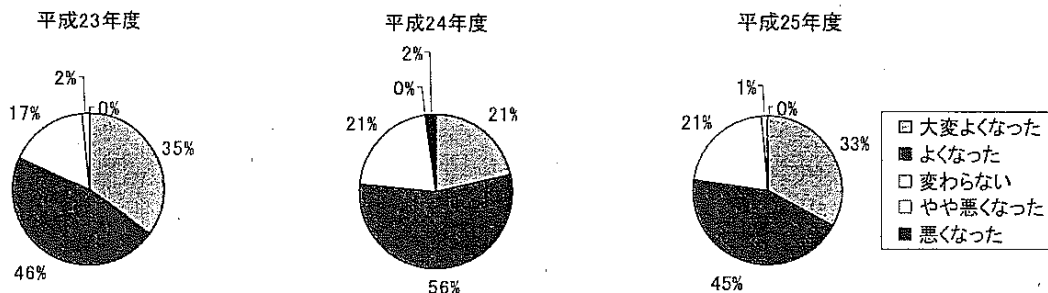
3 利用者数

繁忙期に休所日を廃止するなど、利用者の利便性向上を図るとともに、職員の専門性を生かした多彩な自主事業を実施していることから、指定管理者制度導入後、利用者数は増加傾向にある。県直営最終年と昨年度を比較すると、1万人以上利用者が増えている。



4 利用者の評価

「平成18年度以前の運営(過去の県職員による運営)と比較し、現在の日本キャンプ協会グループによる運営はどのように感じましたか?」との、利用者モニター調査での質問に対し、8割前後の利用団体が「大変よかった」「よかった」と回答している。



5 経費削減

指定管理者制度の導入により、県直営時と比較して、1年間の経費では38,434千円の経費縮減が図られている。

(単位：千円)

管理形態	直営(18年度)(a)	指定管理(25年度)(b)	増減(b-a)
年間経費	176,112	137,678	△38,434
利用料金収入	11,070	10,636	※ △434
利用者数(人)	63,949	74,659	10,710

※ 利用者は1万人増加しているが、学校利用率が増加し、小中学生が利用料減免になる等の要因により、収入は減少している。

(参考)

指定期間	第1期 H19-21(a)	第2期 H22-26(b)	増減(b-a)
県が支払う委託料	120,950千円/年	※110,886千円/年	△10,064千円/年

※H26は消費税が8%に増税した為、114,055千円/年に増額された。

6 外部評価委員会による評価

(1) 年度評価

指定管理者として運営のノウハウが蓄積され、安定した運営が行われてきており、これまでの外部評価委員会でも高い評価を受けている。

年度	19	20	21	22	23	24	25
総合評価	A-	A	A	A	A	A	A

※ A+・A・A-・B+・B・B-・C+・C・C-の9段階評価

(2) 平成26年度外部評価委員会の期間評価における意見

- ・県が朝霧野外活動センターのような青少年教育施設を所管していることで、「県は自然体験教育に力を入れている」というイメージにつながっている。
- ・小中学校にとっては、県立施設で利用料が減免された上で、新学習指導要領で重視されている自然体験活動を実施することができることは大変ありがたい。
- ・指定管理者制度施設の在り方としては、「野外活動のプロもいるし教育のプロもいる」という運営形態が、利用者にとって理想的だと思われる。

7 総括

- ・県が当施設を所管していることで、質の高い自然体験活動を、広く安定して提供することができる。
- ・現指定管理者の継続的な取り組みにより、利用者へのサービス向上と、効率的な管理運営が図られている。
- ・今後も、教育的な視点を持った、専門性の高い指定管理者による管理運営形態をとることで、施設の設置目的は達成できるものと判断する。

(件名)

平成 26 年 12 月の主要行事予定

(教育総務課)

日 時	行 事 名	会 場 等
12/2 (火) 13:30~ (予定)	◎教育委員会定例会 (12月第1回)	県庁西館 8階教育委員会議室
12/4 (木) 13:30~15:15	○あすなろ夢講座 21 「有徳の人」づくり講演会 講師：野口健氏 (アルピニスト)	グランシップ中ホール
12/11 (木) 終日	◎移動教育委員会	富士特別支援学校富士宮分校 (富士宮北高校敷地内)
12/17 (水) 13:30~ (予定)	◎教育委員会定例会 (12月第2回)	県庁西館 8階教育委員会議室

◎ 全委員 ☆委員長のみ ○該当委員のみ

【県議会 12月定例会】

12月1日 (月) 開会

12月4日 (木)・5日 (金)・8日 (月)・9日 (火)・10日 (水) 本会議

12月12日 (金)・15日 (月) 常任委員会

12月19日 (金) 閉会

(会期 19日間)

(件 名)

平成26年度全国学力・学習状況調査結果より

「ほめて伸ばそう 子どもの力！」保護者・地域の方へのリーフレットの配布

(義務教育課)

1 作成及び配布の趣旨

全国学力・学習状況調査の結果から明らかになった静岡県の子どもたちのよさや課題、また今後一層取り組みたいこと等を共有し、家庭、地域、学校が連携して子どもたちを育てていくことの大切さを一層啓発する。

2 配布物及び配布枚数

保護者・地域の方向けリーフレット小学校版 232,000 部、中学校版 122,000 部

3 配布対象（政令市も含む）

- (1) 県内公立小学校、中学校、特別支援学校のすべての保護者
- (2) 県内公立小中学校及び特別支援学校の全ての教職員と学校評議員
- (3) 各市町教育委員会
- (4) 公立幼稚園
- (5) 公民館

4 リーフレットの主な内容

- (1) 調査問題の平均正答率（静岡県、全国）と共に児童生徒質問紙から明らかになった静岡県の子どもたちのよさを示した。
- (2) 子どもたちの生きる力を育むために家庭、地域、学校がより一層連携して取り組めるよう、家庭、地域、学校の役割を具体的に示した。
- (3) 学力と生活習慣に密接な関係にあることを示し、保護者が子どもと一緒に生活や学習状況について確認することができるようチェック欄を掲載した。

5 その他

- (1) リーフレットは県教育委員会義務教育課のWEBページから11月中旬以降ダウンロードできる予定。
- (2) 11月初旬に市町教育委員会に発送し、11月中旬には保護者に届く予定。